

【税法】

受験番号	氏 名
次の2問について答えなさい。なお、租税特別措置法は考慮しないこと。 1. 不法行為に基づく損害賠償責任は、被害者と加害者（いずれも個人とする。）のそれぞれにおいて、所得税法上どのように扱われるか。具体的な状況を示しながら、理由を述べて説明しなさい。 2. 被相続人Aの遺産に含まれる土地甲（多額の含み益がある。）を、相続開始（2015年）前から占有していた個人B（第三者）は、2018年に土地甲の所有権に係る取得時効が完成したため、2019年に時効の援用を行ったところ、その効果を巡って争われたAの相続人C（限定承認によりAの遺産を承継していた。）との裁判において、2020年にBの勝訴が確定した。以上の事実関係に基づき、次の3つの設問に、検討の過程と理由を述べて答えなさい。 (a) 相続時までの土地甲の含み益は、所得税法上どのように扱われるか。 (b) Bによる土地甲の取得に係る経済的利益は、所得税法上どのように扱われるか。 (c) Cは、2015年にAの遺産（土地甲を含む。）の取得に係る相続税の申告納付を終えているが、このうち土地甲の取得に係る部分を取り戻すことができるか。 【出題意図】 1. 損害賠償金を巡る、非課税所得該当性や必要経費該当性、所得区分、計上時期等の所得税法の基本的な問題を具体的に指摘し、それを論理的に説明する力が備わっているかを確認しようとした。 2. 含み益ある資産の相続人が、占有者による取得時効の援用により所有権を失ったというやや複雑な事実関係から、相続税と所得税の二重課税、収入金額の算入時期、所得区分、更正の請求の可否といった基本的な問題を見出し、論じる力が備わっているか確認しようとした。	